

○古河市住民監査請求に伴う陳述等の取扱いに関する規程

平成24年11月27日

監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求を行った請求人による証拠の提出及び陳述の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠の提出期限は、陳述の日とする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認める場合は、この限りでない。

- 2 提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。
- 3 前項の証拠の提出は、郵送によることができる。

(陳述)

第3条 陳述を行う者は、請求人の陳述にあつては請求人又は請求人から委任を受けた者とし、関係職員等の陳述にあつては監査委員が認める者とする。

- 2 前項の規定により請求人から委任を受けた者が陳述を行おうとする場合は、その委任を証する書類を監査委員に提出しなければならない。
- 3 監査委員は、請求人が複数の場合は、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。
- 4 陳述人が複数の場合は、陳述日までに陳述を行う者の氏名を監査委員に報告するとともに、氏名を告げてから陳述を行わなければならない。
- 5 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合にあつては、合計でおおむね1時間以内とする。
- 6 監査委員は、陳述の記録に正確を期すため、テープレコーダー等により録音することができる。

(陳述人の遵守事項)

第4条 陳述人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 談笑、拍手、野次、放歌その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしな

いこと。

- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 監査委員が認める場合を除き、テープレコーダー等の録音機器又はカメラ、ビデオ等の撮影機器を使用しないこと。
- (4) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当なものを持ち込み、若しくは鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) その他監査委員が円滑な陳述の実施に必要であると認めて指示した事項

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、陳述人を退場させ、又は陳述を中止することができる。

(立会い)

第5条 監査委員は、法第242条第7項の規定により、請求人の行う陳述には関係職員等を、関係職員等の行う陳述には請求人又はその代理人を立会人として立ち合わせることができる。

2 監査委員は、次に掲げる場合には、立会人の立会いを認めないことができる。

- (1) 請求人が関係職員等の立会いを望まない場合
- (2) 請求の内容が第三者の個人情報に関するものである場合
- (3) 関係機関における円滑な事務処理の推進等の観点から立会人の立会いを認めることが不適当と認める場合
- (4) 陳述の円滑な運営に支障があると認める場合

3 監査委員は、立会人の人数を制限することができる。

4 監査委員は、前2項の規定に該当する場合には、その旨を請求人又は関係職員等に通知するものとする。

(立会人の遵守事項)

第6条 立会人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対し、野次、拍手その他の方法により、賛否の表明をしない

こと。

(2) 第4条第1項各号に掲げる事項

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、立会人を退場させることができる。

(陳述の公開)

第7条 陳述は公開とする。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができる。

2 陳述中のカメラ、ビデオ等の撮影及び録音は禁止する。

(傍聴の手續)

第8条 陳述の傍聴を希望する者は、あらかじめ監査委員に申し出なければならない。

2 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定数は、10人とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、傍聴人の定数を増減することができる。

3 傍聴しようとする者は、受付において必要事項を傍聴人名簿に記載しなければならない。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(準用規定)

第10条 第6条の規定は、第8条の傍聴人について準用する。この場合において、第6条中「立会人」とあるのは「傍聴人」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。